

平成 31 年 4 月 9 日

輸出貿易管理令別表第 3 の 2 に南スーダンを追加します

国連安保理において、南スーダンに対する武器禁輸等に関する制裁措置を講ずる決議第 2428 号が採択されました。

これを受け、同決議に基づき、輸出貿易管理令別表第 3 の 2 を改正し、厳格な輸出管理を行う地域に南スーダンを追加します。(平成 31 年 4 月 9 日閣議決定)

1. 改正の概要

輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号。以下「輸出令」という。)別表第 3 の 2 において規定する地域(国連安保理決議において武器禁輸等に関する制裁措置の決議が採択された地域)を仕向地とする場合には、他の地域と比べ厳格な輸出管理を行っています(輸出令第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号)。

今般、国連安保理において、南スーダンに対する武器禁輸等に関する制裁措置を講ずる決議第 2428 号が採択されたことを受け、同決議に基づき、別表第 3 の 2 に南スーダンを追加します。

2. 今後の予定(輸出貿易管理令の改正)

公布:平成 31 年 4 月 10 日(水曜日)

施行:平成 31 年 4 月 12 日(金曜日)

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課長 猪狩

担当者: 笠間、熊野

電話:03-3501-1511(内線 3271~4)

03-3501-2800(直通)